

てあしわざばいしょうせきにんきょうさい

手足技賠償責任共済のご案内

私がみんなのために! みんなが私のために!

無憂扇きゆうによる火傷や骨折等の事故賠償責任共済です。

無憂扇会指導員の皆様を守る「無憂扇共済会」に是非ご協力ください。

みんなが安心して、びわきゆうができる環境を作ります。

むゆうせんきょうさいかい

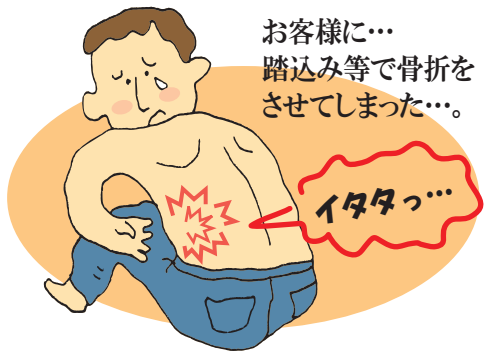
無憂扇共済会



手足技賠償責任保障

<p>①対人事故</p> <p>被共済者が行った無憂扇きゆう施術により、お客様の身体に障害が発生し、お客様に対し法律上の損害賠償責任を負われたときに、共済金をお支払いします。</p>	<p>②対物事故</p> <p>被共済者が行った無憂扇きゆう施術により、お客様の財物に損壊が発生し、お客様に対し法律上の損害賠償責任を負われたときに、共済金をお支払いします。</p>
<p>●お支払いの対象となる損害の範囲</p> <p>ア)被共済者が被害者に支払うべき損害賠償金 イ)被共済者が本会の承認を得て支出した、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に関する費用 ウ)他人から損害の賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使に要した費用 エ)損害の防止・軽減の為に要した費用 等</p>	

こんな事故が発生した場合、共済金をお支払いいたします。



お客様に…
踏み等で骨折を
させてしまった…。

イタタっ…



お客様に…
びわきゆうで火傷を
させてしまった…。

アチチっ…



お客様の家の…
畳をもぐさの火で
焦がしてしまった…。

グス…グス…

※事故の一例ですので、詳細は重要事項説明書および共済約款にてご確認ください。